

義務教育の教職員定数

公立の小学校と中学校で必要な教職員の人数は、
どのような仕組みで決められているのでしょうか？

野川 孝三（教育総研特別研究員）

教職員定数の「標準」は義務標準法で定められている

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下、義務標準法)の第1条において、「この法律は、公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする」としている。教職員定数の「標準」を定めているものである。

義務標準法が定める「標準」とは

→都道府県及び政令市毎の教職員の総数



義務標準法における「教職員」
校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員、学校栄養職員、事務職員 (義務標準法第2条第3項)

義務標準法において、学校種別・職種別に、学級数や児童生徒数等に応じて教職員定数の標準が定められている。

義務標準法は、都道府県毎に、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程)に置くべき教職員の総数(義務標準法で規定している職種毎の数を合計した数)を標準として定めている。

政令市分は、政令市が設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)に置くべき教職員の総数(義務標準法で規定している職種毎の数を合計した数)を標準として定めている。

※義務標準法は都道府県・政令市毎の教職員の総数を定め、弾力的な配置を可能としているため、必ずしも各校毎の教職員配置数を規定しているものではない。都道府県・政令市はこれを標準に教職員の定数を条例で定める。

給与費の仕組み

義務標準法の規定に基づき算定された教職員定数(加配定数を含む)の給与費については、その3分の1を国からの「ひも付き」財源(国が用途を定めており、自治体はその用途以外で自由には使えない)である義務教育費国庫負担金として都道府県・政令市に交付される。逆に言うと、義務標準法の規定を超えた教職員配置分は、義務教育費国庫負担金が交付されず、全額、都道府県・政令市単独予算による配置となる。

市町村立学校職員給与負担法

市町村立学校職員給与負担法によって、政令市を除く小・中学校の教職員の給与は都道府県が負担するとなっている。このことを「県費負担教職員制度」という。

義務教育費国庫負担法

義務教育費国庫負担法は、市町村立学校職員給与負担法に定める教職員の給与及び政令市の設置する学校の教職員の給与費を負担するものである。政令で国庫負担額の最高限度が定められており、負担する人数は義務標準法で定めている職種毎の人数を限度としている。

教職員の「定数崩し(砕き)」

定数崩し(砕き)とは、正規分である定数を非常勤に振替えることである。義務標準法の規定で振替えることができるのは、教員定数のみである。非常勤講師の勤務時間を合計し、フルタイムである週38時間45分につき教員定数1人に換算される。少数職種の養護教諭や事務職員、栄養教職員はできない。

なお、再任用短時間勤務者やこれから始まる定年前再任用短時間勤務者については、少数職種を含め義務標準法上の定数として換算できるとされ、これら短時間勤務者の給与費は、義務教育費国庫負担金の対象となっている。換算の仕方は上記と同じである。

.....
今回は、具体的な教職員定数について解説します。